

（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第五十五条 新法人税法第百三十二条第三項の規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用する。

2 新法人税法第百三十二条の二の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十六条 新法人税法第百四十三条第一項から第三項までの規定は、外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第五十七条 新法人税法第四百十五条の四の規定は、特定信託の受託者である外国法人の平成十九年一月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の受託者である外国法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（申告書の公示に関する経過措置）

第五十八条 施行日前に税務署長が旧法人税法第一百五十二条の規定により行つた公示については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 第三条の規定による改正後の相続税法（以下この条及び附則第一百五十条において「新相続税法」という。）の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得する財産（施行日以後に新相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があつた場合において、新相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得するものとみなされる財産を含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産（施行日前に第三条

の規定による改正前の相続税法（以下この条及び附則第百五十条において「旧相続税法」という。）第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があつた場合において、旧相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得したものとみなされる財産を含む。）に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十九年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 施行日前に税務署長が旧相続税法第四十九条第一項又は第二項の規定により行つた公示については、なお従前の例による。

4 施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第二項若しくは第四十三条第五項の規定により延納の許可をする相続税額に係る利子税又は施行日前に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第二項若しくは第

四十三条第五項の規定により延納の許可をした相続税額に係る利子税で施行日以後に当該相続税額に係る分納税額の納期限が到来するもの（施行日以後最初に当該納期限が到来するものを除く。）については、旧相続税法第五十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「の納期限までの期間の月数」とあるのは「の納期限までの期間」と、「金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「金額」と、同項第二号中「の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日又は前回の分納税額の納期限のいずれか遅い日の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「に」に代り、利子税の割合を乗じて算出した金額」とする。

5 施行日以後に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条

第三項において準用する同条第二項の規定により延納の許可をする贈与税額に係る利子税又は施行日前に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧相続税法第三十九条第三項において準用する同条第二項の規定により延納の許可をした贈与税額に係る利子税で施行日以後に当該贈与税額に係る分納税額の納期限が到来するもの（施行日以後最初に当該納期限が到来するものを除く。）については、旧相続税法第五十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「の納期限までの期間の月数」とあるのは「の納期限までの期間」と、「金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」とあるのは「金額」と、同項第二号中「の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日又は前回の分納税額の納期限のいずれか遅い日の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金

額)」とあるのは「に应じ、利子税の割合を乗じて算出した金額」とする。

6 新相続税法第六十四条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

7 新相続税法第六十四条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 第四条の規定による改正後の地価税法（次項において「新地価税法」という。）第三十二条第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

2 新地価税法第三十二条第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前行った行為又は計算については、なお従前の例による。

3 施行日前に税務署長が第四条の規定による改正前の地価税法第三十四条の規定により行った公示については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

[illegible]

十四号(一)、第百十七号から第百十九号まで、第百二十号(四)、第百二十一号から第百二十三号まで、第百二十四号(一)、第百二十五号(二)、第百二十六号から第百二十九号まで、第百三十号(一)若しくは(二)、第百三十一号(一)から(三)まで、第百三十七号、第百三十八号(一)若しくは(二)、第百三十九号(二)、(四)、(六)若しくは(八)、第百四十三号(二)若しくは(三)、第百四十五号、第百四十六号(一)、第百四十八号、第百四十九号、第百五十号(二)又は第百五十五号(一)若しくは(三)に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体(以下この条において「登記官署等」という。)に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 新登録免許税法別表第三十二号(二十三)、(二十六)若しくは(三十五)、第三十七号(四)、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号(一)から(五)まで、第八十三号(一)、第百五号、第百十八号、第百二十四号(一)、第百二十九号、第百四十五号、第百四十六号(一)又は第百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に登記官署等に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の

規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第六十五号(二)、第七十七号(一)から(五)まで又は第百十四号(二)に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日(同表第七十七号(一)から(五)までに掲げる登記等にあつては、同年五月三十一日)までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免許税を課さない。

5 施行日から平成十八年四月三十日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第六十五号(三)イに掲げる免許に係る同号(三)イの規定の適用については、同号(三)イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。

6 施行日前に作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(一)中「登録(同法第二条第五号(定義)に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。)」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7 施行日前に測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第百五十二号(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用につ

いては、同号(一)中「登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例の経過措置）

第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合については、なお従前の例による。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置）

第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第六十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

（清酒に係る経過措置）

第六十五条 第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。以下附則第七十条までに
おいて同じ。）の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、第七条の規定による改正前の酒税法
（以下附則第六十八条までににおいて「旧酒税法」という。）第三条第三号ロの規定に該当する酒類でアル
コール分が二十二度以上のもの又はその原料中米、水、清酒かす及び米こうじ以外の物品の重量の合計
（以下この条において「副原料の重量」という。）が米（こうじ米を含む。以下この条において同じ。）
の重量の百分の五十を超えるもの（これらに水又は第七条の規定による改正後の酒税法（以下附則第六十
八条までににおいて「新酒税法」という。）第三条第七号に規定する清酒を混和して、アルコール分が二十
二度未満でその原料中副原料の重量が米の重量の百分の五十を超えない酒類とするものに限る。）につい
ては、平成十九年九月三十日までの間、新酒税法第三条第七号に規定する清酒とみなす。

（製造免許等に係る経過措置）

第六十六条 第七条の規定の施行の際、旧酒税法の規定により次の表の上欄に掲げる旧酒税法の酒類の種類又は品目の製造免許又は販売業免許（以下この条において「製造免許等」という。）を受けていた者は、平成十八年五月一日に、新酒税法の規定により同表の下欄に掲げる新酒税法の酒類の品目の製造免許等を受けたものとみなす。

旧酒税法の酒類の種類又は品目		新酒税法の酒類の品目	
清酒		清酒	
合成清酒		合成清酒	
しょうちゅう甲類		連続式蒸留しょうちゅう	
しょうちゅう乙類		単式蒸留しょうちゅう	
みりん		みりん	
ビール		ビール	
果実酒		果実酒	
甘味果実酒		甘味果実酒	

ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
スピリッツ	スピリッツ
原料用アルコール	原料用アルコール
リキュール類	リキュール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他の雑酒	その他の醸造酒

2 旧酒税法の規定により分類されていた前項の表の上欄に掲げる種類又は品目の酒類のうち第七条の規定の施行により同表の下欄に掲げる品目と異なる品目に分類されることになる酒類（以下この項において「種類等相違酒類」という。）につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、平成十八年五月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該種類等相違酒類が新酒税法の規定により分類されることになる品目（当該種類等相違酒類に該当する部分に限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

3 前二項の場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。

（輸入酒類の移入に係る特例）

第六十七条 酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十八年五月一日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られた酒類を平成十八年四月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不相当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

（未納税移出等に係る経過措置）

第六十八条 平成十八年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条又は第十三条

の規定による改正後の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率（以下この条及び次条において「新酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二若しくは第八十七条の三に規定する税率（次条において「旧酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十八年五月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法

等の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 (昭和三十年法律第三十七号) 第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二 項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実

施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
--	---

（酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第七十条 第七条の規定の施行前にした行為及び附則第六十四条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第七十一条 第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた同条の規定による改正前のたばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（無申告加算税に関する経過措置）

第七十三条 第十条の規定による改正後の国税通則法（以下この条及び次条において「新通則法」という。）第六十六条第二項、第三項及び第六項の規定は、平成十九年一月一日以後に新通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る無申告加算税の賦課については、なお従前の例による。

（不納付加算税に関する経過措置）

第七十四条 新通則法第六十七条第三項の規定は、平成十九年一月一日以後に新通則法第二条第八号に規定する法定納期限（国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。以下この条において「法定納期限」という。）が到来する源泉徴収による国税（新通則法第二条第二号に規定する源泉徴収による国税をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に法定納期限が到来した源

泉徴収による国税に係る不納付加算税の賦課については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条 第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の規定は、同条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日以後に支払を受ける同項に規定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十二条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条第一項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けた同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第九項に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等については、なお

従前の例による。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の二第十六項及び第十八項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項又は第十五項に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等に係る所得税について適用する。

6 新租税条約実施特例法第三条の二第二十二項及び第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十七項又は第十九項に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税については、なお従前の例による。